

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第16号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所 管 所 属：港区役所

通 知 日：令和 7 年 6 月 24 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (3)	仕様書及び履行実績に基づき支出事務を行うよう改善を求めたもの 港区役所の抽出案件である「令和 5 年度地域課題解決型『広報みなど』配布業務」は小学校区単位で契約を行っているものであるが、そのうち一小学校区の契約について、次の事実が判明した。 ・本事業について、港区役所は、A 事業者と B 事業者の共同体（以下「共同体」という。）と契約を締結しており、業務委託料の支払方法については、仕様書で「事業実施の実績に相応する委託料の範囲内で、各月ごとに大阪市の担当者が履行確認を行った後に、受託者の請求により支払う。」と定めている。 ・港区役所は、共同体から提出された「共同体協定書」（以下「協定書」という。）で定める本業務に係る負担割合に基づき契約金額を按分した上で、各事業者に対して、毎月履行確認の上、業務委託料を支払っているが、第 1 回～第 11 回中間払額は協定書による按分額を 12 月で割った金額を繰り上げたものとなっており、仕様書で定める、実績に相応する委託料の範囲内の支出とはなっていなかった。 ・港区役所によると、各事業者からの希望に基づき毎月の支払額を上記のとおりとし、業務委託料総額との過不足額について契約期間の最終月で調整を行うよう口頭で協議していたとのことであったが、確認できる文書は残されていなかった。 【指摘事項】 港区役所は、契約書及び仕様書等の記載事項、履行実績及びその検査結果に基づき業務委託料を支出するよう周知した上で、支出に係る意思決定時に契約書等関係書類と齟齬がないか確認するなどの仕組みを構築し、運用されたい。	・令和 7 年 3 月 26 日に、各課宛て（C C に各庶務担当係長等）に契約に基づく支払いについて、契約書及び仕様書等の記載事項、履行実績及びその検査結果に基づき業務委託料を支出するよう周知を行った。 ・また、支出に係る意思決定時に契約書等関係書類と齟齬がないか確認するため、新たに「複数回支払いにかかるチェックリスト」を作成し、まずは担当課において金額における齟齬がないかのチェックを行い、次に計理担当において、契約書及び仕様書等において問題がないかの確認体制を構築し、上記通知日より運用を開始した。 ・なお、本事業については令和 7 年度も実施するものであり、毎月の支払額について書面で取り交わした上で、上記の運用に基づき適切に管理していく。	措置済	令和 7 年 3 月 26 日